

# 令和8年度 兵庫県会計年度任用職員（遺伝カウンセラー）採用選考案内

遺伝カウンセラーの非常勤職員の募集です。

- ・試験日 応募書類〆切後7日内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
- ・任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ・勤務場所 兵庫県立こども病院

## 1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
遺伝カウンセラー	1名	遺伝カウンセリング業務	週5日

※免許取得前の期間は事務職員として雇用し、免許取得後に医療技術職員（遺伝カウンセラー）として雇用します。

採用予定人員は、今後変更する場合があります。

## 2 受験資格

- （1）令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- （2）任用の日に兵庫県立こども病院に勤務可能な方
- （3）認定遺伝カウンセラーの資格を取得済みまたは令和8年度の認定試験で取得見込みの方
- （4）地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方  
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者  
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3 選考方法

- （1）選考方法  
所定の応募書類及び面接試験による選考
- （2）日 時  
応募書類は受理後7日内に書類選考の上、通過者へ面接日時を連絡
- （3）場 所  
兵庫県立こども病院  
〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-7 TEL:078-945-7300

## 4 申込先及び申込方法

下記まで郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。

※遺伝カウンセラー養成課程を修了したことを証する書類の写しを添付してください。

※申込書には希望の勤務日数・曜日を記入してください。

なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

兵庫県立こども病院総務課

〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6-7

封筒表に「遺伝カウンセラー 応募」と記入してください

※ 所定の応募書類は当院ホームページからダウンロードできます。

## 5 合格発表

書類選考及び面接試験後、7日以内に電話連絡にて通知します。

## 6 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日です。

(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

## 7 勤務条件等

### (1) 給料月額（地域手当を含む）週5日勤務の場合

事務職員 月額 204,140円～232,146円

医療技術職員 月額 234,772円～256,761円 (昇級あり：ただし上限あり)

※ 給料月額の算定は、職歴により個別に決定します。

なお、給料月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 給料月額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

### (2) 超過勤務手当等

勤務の内容・実績に応じ、手当が支給されることがあります。

### (3) 期末手当（いわゆる賞与：年2回）

年間計4.65月（6ヶ月期2.325月、12ヶ月期2.325月（在職期間に応じた割り落としあり））

※ 基準日(6/1, 12/1)に在職していること

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

### (4) 通勤手当

正規職員に準じて支給します。（支給限度額の設定あり）

### (5) 勤務時間

週35時間（週5日勤務）の場合

9:00～17:00（休憩60分） 週休2日 土日祝日休み

### (6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇（有給・週3日以上勤務）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

### (7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

### (8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 8 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、懲戒処分等の対象となります。

(3) 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。

・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。

・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。